

通信・放送の在り方に関する懇談会第14回会合議事要旨

- 1 日 時 平成18年6月6日(火) 17:30~19:20
- 2 場 所 総務省5階第4特別会議室
- 3 出席者 松原座長、久保利構成員、菅谷構成員、林構成員、古川構成員、宮崎構成員、村井構成員、村上構成員
竹中大臣、菅副大臣、山崎副大臣、古屋政務官、平井総務審議官、竹田情報通信政策局長、清水政策統括官、須田総合通信基盤局長

4 議事要旨

- (1) 座長から、前回の議論を踏まえて修正した報告書(案)が提出され、前回(P)が付された部分、特に通信・放送法体系の抜本の見直し、通信関係法制の抜本的な見直し(NTTの在り方)及びNHKの抜本改革について議論。

(通信・放送法体系の抜本の見直し)

- ・2010年までに、基幹放送の概念の維持や放送規律の確保等を前提として、新たな事業形態の事業者が多様なサービスを提供できるようレイヤー区分に対応した法体系とすること、これは事業者が垂直統合的な組織・サービスを志向することを妨げるものでないことについて意見が一致。

(NTTの在り方の見直し)

- ・通信関係法制の抜本の見直しを行い、NTT東西の業務範囲規制の撤廃、持株会社の廃止・資本分離等を一体として進めるという方向性について、及び2010年には、所要の措置が講じられるように、速やかに検討を始めるという点について、意見が一致。

(NHKの抜本改革)

- ・ペンディングであったラジオ放送について、FMラジオ放送を削減し、全体で8波から5波とすること、空いたチャンネルは民間に開放することについて、意見が一致。
- ・NHK本体と子会社の見直しについては、①娯楽・スポーツ等の制作部門の子会社化、②地上波放送のデジタル化完了後の伝送部門の子会社化

(仮に子会社化が困難な場合には最低限会計等を早急に分離)、③全ての子会社の抜本的な整理・統合、④NHK本体の外注に際して子会社に集中的に発注する体制を改めることについて、意見が一致。

- ・番組アーカイブのブロードバンドでの提供の具体的方法について、子会社化(仮に子会社化が困難な場合、会計分離等を厳格に講じる)することについて、意見が一致。
- ・国際放送の強化の具体的方法について、NHKの子会社を設立して実施することとし、民間の出資も積極的に受け入れること、その際運営財源として財政支援も検討すべきという点について、意見が一致。

(その他)

- ・地上波デジタル放送のIPマルチキャストによる再送信について、キー局の番組を再送信した場合の地方局への影響への配慮を明確化すべきではないかとの意見があり、その旨修正。

(以上)